

沼田市公告第15号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により、沼田市森林整備計画をたてたいので、同法第10条の5第7項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該沼田市森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、沼田市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、沼田市長に対し、理由を付した文書をもって意見書を提出することができる。

令和8年2月12日

沼田市長 星 野 稔

1 計画の名称

沼田市森林整備計画

2 計画の期間

令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

3 縦覧期間

自 令和8年2月12日

至 令和8年3月12日（土日祝日を除く）

4 縦覧場所

沼田市ホームページ

<https://www.city.numata.gunma.jp/jigyosha/nourin/ringyo/1012878.html>

5 意見書の提出

(1) 提出先

沼田市役所経済部農林課

沼田市下之町888番地

電話 : 0278-23-2111

FAX : 0278-24-5179

(2) 提出方法

書面により、持参又は郵送のいずれかの方法で提出すること。

なお、電話による意見は受け付けない。

(3) 提出にあたっての注意事項

意見書の提出は、次の事項を記載した書面により行うこと。

①意見書提出者の住所、氏名（法人にあたっては、法人名、代表者名、主たる事務所の所在地）

②意見の内容

③意見書の提出年月日